

## 繰上償還の手続はお早めに

手数料は  
かからないケロ!

## 繰上償還の手続のご案内

## ● 受付日程(最終回の締切が近いです!)

| 申込受付期間(令和6年度最終回)   | 納付期限     | 給与控除最終月 |
|--------------------|----------|---------|
| 12月11日(水)~1月10日(金) | 2月14日(金) | 2月      |
| 全額繰上償還             | 一部繰上償還   |         |
| 未償還元利金の全額          | 毎月償還のみ   | 10万円以上  |
|                    | ボーナス併用償還 | 20万円以上  |

- 繰上償還は、元金の償還に充てられますので、その分の利息軽減効果があります。
  - 一部繰上償還により、償還回数を減らして償還を早く終わらせたり、償還回数を変えずに毎月の償還額を減らすことも可能です。
  - 繰上償還は、給与控除や口座引き落としはできませんので、貸付担当から送付する振込依頼書によりお振込ください。
- ※みずほ銀行窓口からの振込は、振込手数料がかかります。
- ※ネットバンキングからの振込はできません。

## ● 申込手順

- 1 公立学校共済組合東京支部ホームページから繰上償還申出書(全額または一部)をダウンロードする。
  - 2 必要事項を記入し、所属事務担当者へ提出する。  
※未償還元金は、償還表の納付月の金額を確認してください。
  - 3 貸付担当へ交換便などで送付する。
- 【5月から1月までの毎月10日必着(土日祝日の場合はその前日)】
- 4 貸付担当から振込依頼書を翌月初旬に所属所へ交換便などで送付する。
  - 5 借受人は、毎月14日の納付期限までに、送付された振込依頼書で銀行から納付する。
  - 6 最終控除月の給料控除で償還完了となる。  
納付月の翌月に償還完了通知書および借用証書を所属所へ交換便などで送付する。

## 退職・異動(転出)に伴う退職手当からの控除とその手続について



## Q1 退職時に未償還金がある場合は、どのようになりますか?

A1 退職手当又はそれに相当する手当(以下「退職手当等」)から全額控除します。退職手当等から控除してもなお未償還元利金の残金がある方や、退職手当等が支給されない方には、振込依頼書を送付しますので金融機関の窓口で払い込んでください。

## Q2 今年度末に退職する際に、退職手当から控除される貸付金未償還金額を知りたいです。

A2 年度末で退職される方の貸付金未償還金額は、平成30年1月の利率改定時に配布した償還表(その後に申込みや借換え等を行った方は、貸付決定時に配布の償還表)の「2025年3月」未償還元金の欄の金額に、退職手当が支給される月までの月当たりの利息を加えた金額となります。

なお、実際の控除結果は、退職手当支給日の前後に所属所宛に送付される「退職手当計算内訳書」の「共済組合貸付金返還金・公立学校共済組合」の欄で確認できます。

## Q3 退職手当から未償還金を控除する場合の手続は必要ですか?

A3 教育庁人事部の教職員給与システム電算内(小・中・都立学校および学校経営支援センターの教職員、ならびに教育庁および各事業所の指導主事)および総務局人事システム電算内の方は、手続の必要はありません。

◎ただし、下記のいずれかに該当する方は、別途手続が必要になります。2月中旬に所属所宛に退職・異動(転出)に関する調査を行いますので、所属所の事務担当者にお申出ください。

- ①退職手当から未償還元利金の全額が控除できないと見込まれる場合(退職手当よりも未償還元利金が多い等)
- ②区立幼稚園、東京都立大学法人、関東中央病院および公立学校共済組合本部・東京支部に勤務している方が、退職または異動する場合
- ③東京都職員共済組合の貸付金を償還している方(徴収嘱託者)が、異動または退職する場合
- ④都を退職して道府県(他支部)で引き続き採用される場合  
都の在職年数が道府県(他支部)の在職年数に通算され、都の退職手当が不支給の方は、貸付金移管により転出先の支部で償還を継続できます。
- ⑤東京都職員共済組合または東京都市町村職員共済組合へ転出する場合  
即時償還となります。  
ただし、「徴収嘱託願」を提出していただくことにより、徴収嘱託制度(転出先の共済組合による給与控除)を利用できます。
- ⑥文部科学共済組合等、国家公務員の共済組合へ転出する場合  
即時償還となります。  
ただし、退職により国へ異動転出し退職手当が支給されない場合で、団体信用生命保険(住宅・教育)に加入している方は、東京支部で引き続き償還ができます。

## Q4 退職手当から未償還金が控除された後、借用証書はいつ返却されますか?

A4 4月支給の退職手当から控除されたときは、5月末頃に、退職時の所属所を経由して返却されます。

## Q5 定年引上げに伴い、60歳に達した後も、定年退職までの間は償還が続くのですか?

A5 60歳以降も定年退職までは償還が続きます。退職手当の支給時に退職手当から未償還元利金を全額控除します。

## Q6 定年が引き上げられましたが、定年前に退職し定年再任用短時間勤務職員として引き続き勤務します。償還を続けることはできますか?

A6 引き続き再任用等で勤務する場合でも、退職手当が支給される時点で退職手当から未償還元利金を全額控除しますので、償還を続けることはできません。

ご不明な点は、貸付担当にお問合せください。

問合せ先

給付貸付課貸付担当

☎ 03-5320-6823